

毎週 月・水・金曜日発行

# 熊本県公報

## 目次

### 規 則

熊本県職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
熊本県出納局設置規則の一部を改正する規則	" "	二
熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則	" "	二
熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則	" "	二
熊本県新幹線事務所設置規則の一部を改正する規則	" "	二
熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	" "	三
熊本県女性職業センター設置規則を廃止する規則	" "	三
熊本県総合調整局設置規則	" "	三
訓 令		
熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令	(人事課)	四
熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令	" "	四
熊本県子ども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令	" "	四
熊本県立肥後学園処務規程の一部を改正する訓令	" "	五
熊本県工業技術センター処務規程の一部を改正する訓令	" "	五
熊本県文書規程の一部を改正する訓令	" "	五
熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	" "	六
熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令	" "	一
熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令	" "	一

熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令	(人事課)	二
熊本県立こころの医療センター処務規程の一部を改正する訓令	" "	二
熊本県食品加工研究所処務規程の一部を改正する訓令	" "	二
熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令	" "	二
熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令	" "	三
熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令	" "	三
熊本県水保全対策室設置規程の一部を改正する訓令	" "	四
熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令	" "	四
熊本県新幹線事務所処務規程の一部を改正する訓令	" "	四
熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令	" "	五
熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令	" "	五
熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令	" "	六
熊本県法制室設置規程の一部を改正する訓令	" "	七
熊本県労働相談情報センター処務規程等の一部を改正する訓令	" "	七
熊本県女性職業センター処務規程等を廃止する訓令	" "	一〇
熊本県総合調整局処務規程	" "	一〇
熊本県川辺川ダム総合対策室設置規程	" "	一一
熊本県情報・研修企画室設置規程	" "	一一
くまもと県民交流館処務規程	" "	一三
熊本県食品表示対策室設置規程	" "	一三
	" "	一五

## 規 則

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十七号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年熊本県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一本庁の欄中「総括審議員」を「総括審議員 危機管理監 に、同表地方出先機関の欄中 企業立地対策監」

「学院長」を「学院長 館長」に改め、「首席工業審議員」を削り、「開発審議員」を「保健福

祉環境審議員」に、「医療審議員」を「医療審議員 環境生活審議員」に、「職業能力開発審議員」を

「職業能力開発審議員」に、「次長」を「次長 館長」に、「総看護婦長」を「総看護 農林水産審議員」

「師長」に、「看護婦長」を「看護師長」に改め、「看護長」を削り、「保健婦長」を「保 健師長」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県出納局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十八号

熊本県出納局設置規則の一部を改正する規則

熊本県出納局設置規則（昭和三十六年熊本県規則第五十四号）の一部を次のように改正 する。

第二条を次のように改める。  
（組織）

第二条 出納局に次の課を置く。

- 一 会計課
  - 二 管理調達課
- 別表を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す る。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第四十九号

熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則

熊本県知事及び出納長の職務代理者に関する規則昭和二十九年熊本県規則第三十二号） の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改正する。

二 企画振興部長

第二条第二号を次のように改正する。

二 管理調達課長

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第五十号

熊本県衛生事務に関する委任規則の一部を改正する規則

熊本県衛生事務に関する委任規則（平成三年熊本県規則第十八号）の一部を次のように 改正する。

第一条第一項第五号イからホまでを次のように改める。

イ 法第五条第二項（法第九条第二項で準用する場合を含む。）の規定により掘削、 増掘又は動力装置の許可の有効期間を更新すること。

ロ 法第六条第一項（法第九条第二項で準用する場合を含む。）の規定による掘削、 増掘若しくは動力装置の工事完了又は廃止の届出を受理すること。

ハ 法第十三条第一項の規定により温泉利用の許可をすること。

ニ 法第十四条第三項の規定による温泉の成分等の掲示の届出を受理すること。

ホ 法第十四条第四項の規定により温泉の成分等の掲示内容の変更を命ずること。

第一条第一項第五号に次のように加える。

へ 法第二十七条の規定により温泉利用の許可を取り消し、又は温泉利用の制限若し くは危害予防の措置を命ずること。

ト 法第三十条第一項の規定により必要な報告を求めること。  
チ 法第三十一条第一項の規定により職員に立入検査等をさせること。

第一条第一項第十号中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に改め、同項第三十二号中「熊本県動物管理条例」を「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」に改め、同号二中「から第五項までの規定による届出」を「の規定による届出及び同条第四項に規定する書類」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行し、改正後の第一条第一項第十号の規定は、平成十四年三月一日から適用する。

熊本県新幹線事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第五十一号

熊本県新幹線事務所設置規則の一部を改正する規則

熊本県新幹線事務所設置規則（平成十年熊本県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県新幹線熊本事務所の項中「玉名市」及び「玉名郡玉東町、玉名郡南関町」を削り、同項の次に次のように加える。

熊本県新幹線玉名事務所	玉名市	玉名市、玉名郡玉東町及び玉名郡南関町
-------------	-----	--------------------

別表熊本県新幹線八代事務所の項中「八代市」の下に「水俣市」を加え、「及び八代郡竜北町」を「八代郡竜北町、葦北郡芦北町及び葦北郡津奈木町」に改め、同表熊本県新幹線芦北事務所の項を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第五十二号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例別表に規定する法又は条例の施行のための規則に基づく事務の範囲を定める規則（平成十二年熊本県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表第四号中「第二十三号八」を「第二十四号八」に改め、同表第五号中「第二十五号八」を「第二十六号八」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県女性職業センター設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第五十三号

熊本県女性職業センター設置規則を廃止する規則

熊本県女性職業センター設置規則（昭和五十八年熊本県規則第三十一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県総合調整局設置規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第五十四号

熊本県総合調整局設置規則

（設置）

第一条 県行政の総合的な調整等を行わせるため、本庁に総合調整局（以下「調整局」という。）を置く。

（組織）

第二条 調整局に危機管理監及び次の課を置く。

- 一 政策調整課
- 二 秘書課
- 三 広報課

(職員)  
第三条 調整局に、局長及び必要な職員を置く。  
(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第十五号

本庁各部課(総室・室)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県保健所処務規程(昭和二十九年熊本県訓令第三十三号の二)の一部を次のように改正する。

第三条保健予防課の項第六号中「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師及び看護師」に改める。

第八条第一項第十四号中「温泉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十五号)及び」及び「工事終了等届出、」を削る。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第十六号

本庁各部課(総室・室)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県保健環境科学研究所処務規程(昭和二十九年熊本県訓令第一千号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「研究所に、」の下に「首席研究主幹、」を加える。

第五条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 首席研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する特命の事務を処理する。

第六条第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同条第十八号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を同条第十九号とし、同条第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第十七号

本庁各部課(総室・室)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県子ども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県子ども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県子ども総合療育センター処務規程(昭和三十年熊本県訓令第千七百七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同条第六項中「看護婦長」を「看護師長」に改める。

第四条第二項中「総看護婦長」を「総看護師長」に、「看護婦長」を「看護師長」に改め、同条第六項中「看護婦長」を「看護師長」に、「看護婦」を「看護師」に改める。

第六条第十九号を第二十号とし、第十八号第十九号とし、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四条の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

## 熊本県訓令第18号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県立肥後学園処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立肥後学園処務規程の一部を改正する訓令

熊本県立肥後学園処務規程（昭和三十一年熊本県訓令第千二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改正する。

（役付職員）

第二条 学園に、療育長を置く。

2 学園に、参事を置くことができる。

（職務）

第三条 療育長は、園長の命を受け、担任事務を処理する。

2 参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

第四条を削る。

第五条中総務課の項及び指導課の項を削り、同条に次の各号を加え、同条を第四条とする。

- 一 公印に関する事。
  - 二 人事及び服務に関する事。
  - 三 文書に関する事。
  - 四 財産に関する事。
  - 五 園内取締りに関する事。
  - 六 知的障害のある児童の入退園に関する事。
  - 七 入園児童に対する給食その他給与に関する事。
  - 八 入園児童等の生活指導に関する事。
  - 九 知的障害のある児童の職業指導に関する事。
- 第六条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十二号中「第七号」を「第六号」に、「第九号」を「第八号」に改め、同条を同条第十一号とし、同条中第十三号から第十八号までを削り、第十九号を第十二号とし、同条を第五条とする。

第七条を削り、第八条を第六条とする。

## 附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

## 熊本県訓令第19号

本庁各部課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県工業技術センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県工業技術センター処務規程の一部を改正する訓令

熊本県工業技術センター処務規程（昭和三十一年熊本県訓令第千二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項及び第六項中「首席工業審議員及び」を削り、同条中第十項を第十二項とし第七項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の二項を加える。

7 センターに、首席研究主幹を置くことができる。

8 首席研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する特命の事務を処理する。

第五条中第二十二号を第二十三号とし、同条第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同条を同条第十八号とし、同条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

## 附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

## 熊本県訓令第20号

本庁各部課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県文書規程の一部を改正する訓令

熊本県文書規程（昭和三十四年熊本県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「おいて同じ。」の下に「、熊本県総合調整局設置規則（平成十四年



20 企業立地対策監は、上司の命を受け、企業立地に関する重要な特命事項を処理する。

第十四条第三項中「企画開発部長」を「企画振興部長」に改める。  
第二十一条見出し中「総務部長」を「総合調整局長、総務部長」に改め、同条第一項中「総務部長」を「総合調整局長、総務部長」に、「企画開発部長」を「企画振興部長」に改める。

別表第一総務部秘書課の項及び同表同部広報課の項を削り、同表同部管財課の項中「財産係」を「調査係」に改め、同表企画開発部の項中「企画調整課」を「企画課」に改め、

同表同部の項中、「文化企画課」を	文化企画課	国際課
------------------	-------	-----

に改め、同表中「企画開発部」を「企画振興部」に改め、同表健康福祉

部の項中、「健康福祉政策課」を	健康福祉政策課	子育て・介護支援推進課
-----------------	---------	-------------

に改め、同表環境生活部国際課の項を削り、同表同部の項中「同和対策課」を

「人権同和対策課」に改める。

別表第二二二 支出負担行為に係る共通専決事項の表第十四項を次のように改める。

十四 使 用 料 及 び 賃 借 料	二 千 万 円 以 上	四 百 万 円 以 上 一 千 万 円 未 満	四 百 万 円 未 満	リ ー ス 契 約 に 限 る。
	五 百 万 円 以 上	百 万 円 以 上 五 百 万 円 未 満	百 万 円 未 満	

別表第三総務部秘書課の項及び広報課の項を削り、同表同部管財課の項第二項知事決裁事項の欄第一号中「三千万円以上」を「五千万円以上」に改め、同表同部同課の項第二項部長専決事項の欄第二号中「三千万円未満」を「一千万円以上五千万円未満」に改め、同表同部同課の項第二項課（総室・室）長専決事項の欄に次の一号を加える。

三 評価額一千万円未満の不動産を処分すること。

別表第三総務部防災消防課の項第七項課（総室・室）長専決事項の欄第二十号中「電気用品取締法」を「電気用品安全法」に、「取締り」を「立入検査等」に改め、同表企画開発部企画調整課の項中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項中「パートナーシップ企画室」を「ユニバーサルデザインの理念に基づく施策その他の協働社会の構築に係る施策（他課の分掌事務に係るものを除く。）の企画、総合調整及び推進」に改め、同項を同表同部同課の項第四項とし、同項の次に次のように加える。

五 川辺川ダム総合対策室に関すること。			
---------------------	--	--	--

別表第三企画開発部企画調整課の項第六項中「企画開発部長室」を「企画振興部長室」に改め、同表同部の項中「企画調整課」を「企画課」に改め、同表同部地域政策課の項中第五項を削り、同表同部文化企画課の項の次に次のように加える。

企画国際振興課	一 国際化に係る施策の基本方針に関すること。		
	二 姉妹提携地域、友好提携地域その他の地域との交流に関すること。		
	三 在熊外国人対策に関すること。		
	四 国際協力に関すること。	一 海外技術研修員及び自治体職員協力交流研修員の受入れを決定すること。	一 海外技術研修員及び自治体職員協力交流研修員の受入研修事務に関すること。 二 青年海外協力隊に関すること。

五 海外移住 及び在外県 人会に關す ること。	一 県出身海外移 住者子弟留學生 の受入れを決定 すること。	一 県出身海外移 住者子弟留學生 の受入事務に關 すること。
六 旅券セン ターに關す ること。	二 在外県人会に 關すること。	

別表第三中「企画開発部」を「企画振興部」に改め、同表健康福祉部健康福祉政策課の項中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、第十項の前に次のように加える。

九 情報・研修企 画室に關する こと。		
---------------------------	--	--

別表第三健康福祉部健康福祉政策課の項の次に次のように加える。

子育て及び介 護の支援（レス バイトケア施 策）の推進に關 すること。		
---	--	--

別表第三健康福祉部医務福祉課の項第二項中「看護婦等修学資金」を「看護師等修学資金」に、「熊本県看護婦等修学資金貸与条例」を「熊本県看護婦等修学資金貸与条例」に、「熊本県看護婦等修学資金貸与条例施行規則」を「熊本県看護婦等修学資金貸与条例施行規則」に改め、同表同部同課の項第四項中「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に、「准看護婦」を「准看護師」に、「保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百二号）」を「保健師助産師看護師法（平成十三年法律第五十三号）」に、「保健婦」を「保健師」に、「助産婦」を「助産師」に、「看護婦」を「看護師」に改め、同表同部同課の項第十四項中「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改め、同表同部同課の項第七項中「保育士試験委員会」を「保育士試験委員会」に改め、同表同部障害保健福祉課の項第七項課（総室・室）長専決事項の欄第十号中「第四十五条第五項」を「第四十五条第四項」に改め、同表同部同課の項第九項課（総室・室）長専決事項の欄に次の一号を加える。

二 熊本県精神障害者社会復帰施設条例（平成六年熊本県条例第二十一号）第三条の規定による利用の許可に關すること。

別表第三健康福祉部障害保健福祉課の項第十項中「精神保健福祉審議会及び精神医療審査会」を「及び精神保健福祉審議会」に改め、同表同部生活衛生課の項第六項部長専決事項の欄中第二号及び第三号を次のように改める。

二 同法第七条（同法第九条第二項で準用する場合を含む。）の規定により掘削、増掘若しくは動力装置の許可を取り消し、又は公益上必要な措置を命令すること。

三 同法第八条（同法第九条第二項で準用する場合を含む。）の規定により掘削、増掘又は動力装置の許可後における原状回復命令をすること。

別表第三健康福祉部生活衛生課の項第六項部長専決事項の欄第四号中「第八条」を「第九条」に改め、同表同部同課の項第六項部長専決事項の欄第五号中「第九条」を「第十条」に改め、同表同部同課の項第六項部長専決事項の欄第六号中「第十一条」を「第十二条」に改め、同表同部同課の項第六項部長専決事項の欄第七号中「第十五条」を「第十六条」に、「指定温泉地の施設」を「指定地域内の温泉利用施設」に改め、同号を同表同部同課の項第六項部長専決事項の欄第十号とし、同表同部同課の項第六項部長専決事項の欄第六号の次に次の三号を加える。

七 同法第十五条の規定により登録分析機関の登録をすること。

八 同法第二十一条の規定により登録分析機関の登録を取り消すこと。

九 同法第二十四条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。

別表第三健康福祉部生活衛生課の項第六項課（総室・室）長専決事項の欄に次の四号を加える。

一 同法第五条第二項（同法第九条第二項で準用する場合を含む。）の規定により掘削、増掘又は動力装置の許可の有効期間を更新すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。

二 同法第六条第一項（同法第九条第二項で準用する場合を含む。）の規定による掘削、増掘若しくは動力装置の工事完了又は廃止の届出を受理すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。

三 同法第十六条の規定による登録分析機関の登録事項変更の届出を受理すること。

四 同法第十七条第一項の規定による登録分析機関の温泉成分分析業務廃止の届出を受理すること。

別表第三健康福祉部生活衛生課の項第十四項中「環境衛生適正化審議会」を「生活衛生適正化審議会」に改め、同表環境生活部廃棄物対策課の項第三項部長専決事項の欄に次の二号を加える。

八 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に關する特別措置法（平成十三年法



律第六十号)第七條の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定に関すること。

九 同法第十六條第一項の規定により改善命令を行うこと。

別表第三環境生活部廃棄物対策課の項第三項課(総室・室)長専決事項の欄に次の六号を加える。

十九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第八條の規定による保管等の届出を受理すること。

二十 同法第九條の規定により保管等の状況を公表すること。

二十一 同法第十二條第二項の規定による承継の届出を受理すること。

二十二 同法第十四條の規定により確実かつ適正な処理の実施の確保に関し指導及び助言を行うこと。

二十三 同法第十七條の規定により保管又は処分に関し報告の徴収を行うこと。

二十四 同法第十八條第一項の規定により保管又は処分に関し立入検査等を行うこと。

別表第三環境生活部廃棄物対策課の項中第五項を削り、第六項を第五項とし、同表同部県民生活総室の項中第二十一項を削り、第二十二項を第二十一項とし、同表同部同総室の項第二十三項中「消費生活センター」を「くまもと県民交流館 消費生活センター」に改め、同項を同表同部同総室の項第二十二項とし、同表同部同総室の項中第二十四項を第二十三項とし、同表同部男女共同参画課の項第一項中「企画及び総合調整」を「企画、総合調整及び推進」に改め、同表同部同課の項第三項を次のように改める。

三 熊本県男女共同参画推進条例(平成十三年熊本県条例第五十九号)の施行に関すること。		
--	--	--

別表第三環境生活部男女共同参画課の項に次のように加える。

四 男女共同参画審議会に関すること。		
--------------------	--	--

別表第三環境生活部国際課の項を削り、同表同部同和对策課の項中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同表同部同課の項第一項中「同和問題」を「人権同和問題」に改め、同項を同表同部同課の項第二項とし、同表同部同課の項に第一項として次のように加える。

一 人権施策の総合調整に関すること。		
--------------------	--	--

別表第三環境生活部の項中「同和对策課」を「人権同和对策課」に改め、同表商工観光

労働部労働雇用課の項第一項部長専決事項の欄第一号を削り、同表同部同課の項第一項部長専決事項の欄第二号中「働く女性の研修講座」を「女性労働問題講習会」に改め、同号を同表同部同課の項第一項部長専決事項の欄第一号とし、同表同部同課の項第一項部長専決事項の欄中第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同表同部同課の項第一項課(総室・室)長専決事項の欄中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同表同部同課の項中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第十項を削り、第十一項を第八項とし、同表同部職業能力開発課の項第四項中「技能五輪推進室」を「技能五輪・アヒリンピック推進室」に改め、同表同部同課の項中第七項を削り、第八項を第七項とし、同表農政部農政課の項中第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次のように加える。

十一 食品表示対策室に関すること。		
-------------------	--	--

別表第三農政部農業団体金融課の項第二項課(総室・室)長専決事項の欄第三号中「農業経営高度化資金、新規就農円滑化資金」を「21農業経営転換推進資金、21農業女性等起業化推進資金」に改め、同表林務水産部林政課の項第三項部長専決事項の欄中第四号を削り、同表同部漁港課の項第一項部長専決事項の欄第九号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改め、同表土木部用地対策課の項に次のように加える。

七 熊本県事業認定審議会に関すること。		
---------------------	--	--

別表第三土木部監理課の項中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次のように加える。

四 解体工事業に関すること。	一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号)第二十一条第一項に基づく解体工事業の登録及び更新の登録をすること。	一 同法第三十七条第一項に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
	二 同法第三十五条第一項の規定に基	

づく解体工事業者  
に対する登録の取  
消し又は事業の停  
止をすること。

別表第三土木部建築課の項第五項中「第二十九条」を「第二十九条第一項又は第二項」に改め、「又は附則第四項」及び「(附則第五項において準用する場合を含む。)」を削る。

別表第四健康福祉部医務福祉課の項中「准看護婦」を「准看護師」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる部課(総室)に勤務を命ぜられている者は、次項の規定による場合又は別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表新欄に掲げる部課(総室)に勤務を命ぜられたものとする。

旧		新	
部	課(総室)	部	課(総室)
企画開発部	企画調整課	企画振興部	企画課
	情報企画課	企画振興部	情報企画課
	地域政策課	企画振興部	地域政策課
	文化企画課	企画振興部	文化企画課
	交通対策総室	企画振興部	交通対策総室
	土地資源対策課	企画振興部	土地資源対策課
	統計調査課	企画振興部	統計調査課
環境生活部	国際課	企画振興部	国際課

3 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる職又は職務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、それぞれ同表新欄に掲げる職又は職務を命ぜられたものとする。

旧		新	
部	職又は職務	部	職又は職務
企画開発部	政策審議員	企画振興部	政策審議員
	文化企画課課長補佐兼務	企画振興部	文化企画課課長補佐兼務
	交通対策総室課長補佐兼務	企画振興部	交通対策総室課長補佐兼務

(熊本県旅券センター設置規程の一部改正)

4 熊本県旅券センター設置規程(平成二年熊本県訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「環境生活部国際課」を「企画振興部国際課」に改める。

第四条第一項中「環境生活部国際課長」を「企画振興部国際課長」に改める。

第六条中「環境生活部国際課」を「企画振興部国際課」に改める。

(熊本県水資源開発室設置規程の一部改正)

5 熊本県水資源開発室設置規程(平成四年熊本県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企画開発部土地資源対策課」を「企画振興部土地資源対策課」に改める。

第四条第一項中「企画開発部土地資源対策課長」を「企画振興部土地資源対策課長」に改める。

第六条中「企画開発部土地資源対策課」を「企画振興部土地資源対策課」に改める。

(熊本県熊本市圏振興室設置規程の一部改正)

6 熊本県熊本市圏振興室設置規程(平成十二年熊本県訓令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企画開発部地域政策課」を「企画振興部地域政策課」に改める。

第四条第一項中「企画開発部地域政策課長」を「企画振興部地域政策課長」に改める。

第六条中「企画開発部地域政策課」を「企画振興部地域政策課」に改める。

(熊本県新幹線・並行在来線対策室設置規程の一部改正)

7 熊本県新幹線・並行在来線対策室設置規程(平成十三年熊本県訓令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企画開発部交通対策総室」を「企画振興部交通対策総室」に改める。

第四条第一項中「企画開発部交通対策総室長」を「企画振興部交通対策総室長」に改める。

第六条中「企画開発部交通対策総室」を「企画振興部交通対策総室」に改める。

(熊本県新幹線・並行在来線対策室設置規程の一部改正)

8 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる室に勤務を命ぜられている者は、次項に規定する場合又は別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表新欄に掲げる室に勤務を命ぜられたものとする。

第一条中「企画開発部交通対策総室」を「企画振興部交通対策総室」に改める。

第四条第一項中「企画開発部交通対策総室長」を「企画振興部交通対策総室長」に改める。

第六条中「企画開発部交通対策総室」を「企画振興部交通対策総室」に改める。

(経過措置)

旧	新
環境生活部国際課旅券センター	企画振興部国際課旅券センター
企画開発部土地資源対策課水資源開発室	企画振興部土地資源対策課水資源開発室
企画開発部地域政策課熊本都市圏振興室	企画振興部地域政策課熊本都市圏振興室
企画開発部交通対策総室新幹線・並行在来線対策室	企画振興部交通対策総室新幹線・並行在来線対策室

9 この訓令の施行の際現に環境生活部国際課旅券センター室長を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、企画振興部国際課旅券センター室長を命ぜられたものとする。

(熊本県公印規程の一部改正)

10 熊本県公印規程(昭和三十一年熊本県訓令甲第二十号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第二十五号の項中「熊本県企画開発部長印」を「熊本県企画振興部長印」に改め、「企画開発部」を「企画振興部」に改める。  
別表第二第二十五号の項中「熊本県企画開発部長印」を「熊本県企画振興部長印」に改める。

熊本県訓令第二十二号

本庁各部課(総室・室)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県出納局処務規程(昭和三十六年熊本県訓令甲第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項を次のように改める。  
3 課に課長を置く。

第二条第八項中「係長及び」を削る。

第五条及び第七条に次のただし書を加える。

ただし、係長専決事項の欄に定める事務は、当該事務を担当する課長補佐又は主幹が専決するものとする。この場合において、課長補佐又は主幹が二人以上あるときは、所管課長があらかじめ指定した職員が専決するものとする。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「主幹又は庶務関係

の係長」を「又は主幹」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とする。

別表第一出納局長専決事項の欄第十九号中「第二十五号及び第二十六号」を「第二十八号及び第二十九号」に改め、同表課長専決事項の欄中第三十五号を第三十六号とし、第三十四号を第三十五号とし、第三十三号を第三十四号とし、同表課長専決事項の欄第三十二号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を第三十三号とし、同表課長専決事項の欄第三十一号を第三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、第三十号として次の一号を加える。  
三十 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

別表第二用度課の項中第五項を第六項とし、第一項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項として次のように加える。

1 契約(建設工事)の請負契約を除く。(の締結の方法に係る総合調整に関すること)。	一 競争入札参加者の資格審査及び格付けをすること。
---	---------------------------

別表第二中「田畑猫」を「畷猫」に改める。  
別表第三中「田畑猫」を「畷猫」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に用度課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、管理調達課に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第二十三号

本庁各部課(総室・室)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県林業研究指導所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県林業研究指導所処務規程(昭和三十六年熊本県訓令甲第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「首席林業専門技術員」の下に、「首席研究主幹」を加える。

第四条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次

に次の一項を加える。

4 首席研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する特命の事務を処理する。

第六条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第二十四号

本庁各部課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令

熊本県精神保健福祉センター処務規程（昭和四十七年熊本県訓令第八十六号）の一部を

次のように改正する。

第四条に次の二号を加える。

十二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十二条の規定による精神医療審査会の事務に関する事。

十三 法第三十二条第三項及び第四十五条第一項の申請に対する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関する事。

第五条中第十九号を第二十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十 法第三十二条第三項の申請に係る通院医療費の公費負担の要否及び法第四十五条

第一項の申請に係る精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定に関する事。

第五条中第十八号を第十九号とし、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同

号を同条第十八号とし、同条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十

四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第二十五号

本庁各部課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県立こころの医療センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立こころの医療センター処務規程の一部を改正する訓令

熊本県立こころの医療センター処務規程（昭和五十年熊本県訓令第四十五号）の一部を

次のように改正する。

第三条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「看護婦長及び看護長」を「看護師長」

に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二

項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 センターに、副院長を置くことができる。

第四条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「看護婦長及び看護長」を「看護師長」

に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一

項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 副院長は、院長の命を受け、院長を補佐する。

第五条事務部の項第十号中「看護婦宿舎」を「看護師宿舎」に改める。

第七条中「不在であるときは、」の下に「診療に関する事項については副院長、その他

の事項については」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する診療に関する事項について、副院長が不在であるときは、事務部長が

その事務を代決することができる。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第二十六号

本庁各部課（総室・室）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県食品加工研究所処務規程を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県食品加工研究所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県食品加工研究所処務規程（昭和六十三年熊本県訓令第二十三号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三条第三項中「研究所に」の下に「、首席研究主幹」を加える。

第四条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 首席研究主幹は、特命の研究に関する事務を処理する。

第六条中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

附則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第二十七号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県福祉総合相談所処務規程（平成元年熊本県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を削り、第一号の次に次の三号を加える。

二 児童相談課

三 女性相談課

四 障害相談課

第五条中相談課の項を削り、総務課の項の次に次のように加える。

児童相談課

一 児童に関する相談、調査及び指導に関する事。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項の措置及び同条第

二項の委託に関する事。

女性相談課

一 保護を要する女子に関する相談、調査及び指導に関する事。

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条に規定する配偶者暴力相談支援センター業務に関する事。

障害相談課

一 身体障害者に関する相談及び指導に関する事。

二 知的障害者に関する相談及び指導に関する事。

第六条中第二十二号を第二十三号とし、同条第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

附則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第二十八号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令

熊本県農業研究センター処務規程（平成元年熊本県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「研究所、部、課及び室に」の下に「首席研究主幹、」を加える。

第四条中第十一項を第十二項とし、第十項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。

8 首席研究主幹は、特命の研究に関する事務を処理する。

第六条中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第十六号を同条第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

附則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第二十九号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子  
熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令

熊本県水産研究センター処務規程（平成二年熊本県訓令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「センター」の下に「首席研究主幹、」を加える。

第四条第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 首席研究主幹は、上司の命を受け、研究に関する特命の事務を処理する。

第六条第一項中第二十二号を第二十三号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第三十号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県水保全対策室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県水保全対策室設置規程の一部を改正する訓令

熊本県水保全対策室設置規程（平成四年熊本県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 浄化槽に関すること。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第三十一号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令

熊本県立技術短期大学校処務規程（平成九年熊本県訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項中「及び情報技術科」を「情報技術科及び映像システム技術科」に改める。

第六条中第二十一号を第二十二号とし、同条第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第十号」を「第十三号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第三十二号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県新幹線事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県新幹線事務所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県新幹線事務所処務規程（平成十年熊本県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 事務所に、主幹及び参事を置くことができる。

第三条を削る。  
 第四条第二項及び第三項を次のように改め、同条を第三条とする。  
 2 主幹及び参事は、所長の命をうけ、担任意務を処理する。  
 第三条の次に次の一条を加える。  
 (分掌事務)

第四条 事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

一 公印に関する事。

二 所属職員の人事及び服務に関する事。

三 文書に関する事。

四 経理に関する事。

五 財産に関する事。

六 用地取得及び地上物件等の補償に関する事(次号に掲げるものを除く)。

七 熊本駅周辺地域における連続立体交差事業及びそれに関連する事業の用地取得及び地上物件等の補償に関する事(新幹線熊本事務所に限る)。

第五条を削る。

第六条中第十九号を第二十五号とし、第十八号を第二十四号とし、同条第十七号中「第十号」を「第十六号」に改め、同条を同条第二十三号とし、同条第十四号を第二十二号とし、第十三号を第二十一号とし、第十六号を第二十号とし、同条第十五号中「測量、調査、試験及び設計の」を「第十六号に定める」に改め、同条を同条第十九号とし、同条第十二号の次に次の六号を加え、同条を第五条とする。

十三 通知、照会、回答、報告、申請その他の往復文書に関する事。

十四 図書及び印刷物の発行に関する事。

十五 前条第七号に定める事務に係る登記及び供託に関する事(新幹線熊本事務所に限る)。

十六 前条第七号に定める事務に係る二千万円未満の測量、調査の委託に関する事(新幹線熊本事務所に限る)。

十七 五千万円未満の支出負担行為(用地等の買収及び損失補償に限る)をすること

(新幹線熊本事務所に限る)。

十八 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る)をすること。

第七条中「用地第一課長」を「あらかじめ所長が指定する吏員」に改め、同条ただし書を削り、同条を第六条とする。

第八条を第七条とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この訓令の施行の際現に熊本県新幹線熊本事務所用地第一課長兼務及び用地第二課長兼務並びに熊本県新幹線八代事務所用地第一課長兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、当該兼務を免ぜられたものとする。

熊本県訓令第三十三号

本庁各部課(総室・室)  
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県熊本農政事務所処務規程(平成十二年熊本県訓令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項各課共通に属する事項の項中第二十八号を第二十九号とし、同条同項事項の項第二十七号中「第十七号」を「第二十号」に改め、同条を同条同項事項の項第二十八号とし、同条同項事項の項第二十六号を同条同項事項の項第二十七号とし、同条同項事項の項第二十五号中「第十七号」を「第二十号」に改め、同条を同条同項事項の項第二十六号とし、同条同項事項の項第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る)をすること。

第六条第一項農業振興課に属する事項の項第十四号中「自立経営体育成資金」の下に「、21 農業経営転換推進資金及び21 農業女性等起業化推進資金」を加え、同条同項同課に属する事項の項第二十号中「熊本県農家負担軽減支援特別資金融通措置要項」を「熊本県農業経営資源活用総合融資制度運営要領」に、「農家負担軽減支援特別資金の事業計画及び」を「経営体育成強化資金、農業経営維持安定資金、農業経営負担軽減支援資金の経営診断及び貸付後の事後指導並びに熊本県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領の規定に基づく農業経営負担軽減支援資金の」に改め、「並びに貸付後の調査指導」を削り、同条同項同課に属する事項の項第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とする。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第34号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県熊本土木事務所処務規程（平成十二年熊本県訓令第36号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項各課共通に属する事項の項第十五号中、「一億円未満」を「二億円未満」に改め、同条同項同事項の項第二十五号中、「第十四号及び第十五号」を「第十七号及び第十八号」に改め、同条同項同事項の項中第二十六号を第二十七号とし、同条同項同事項の項第二十五号中、「第十四号」を「第十七号」に改め、同条同項同事項の項第二十六号とし、同条同項同事項の項中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第35号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県地域振興局処務規程（平成十二年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第三条中第七項及び第八項を削り、第九項を第十一項とし、第六項の次に次の四項を加える。

- 7 振興調整室及び総務部に、総務審議員を置くことができる。
- 8 保健福祉環境部に、保健福祉環境審議員を置くことができる。
- 9 農林（水産）部に、農林水産審議員を置くことができる。

10 土木部に、土木審議員を置くことができる。

第四条第一項中、「熊本県菊池地域振興局竜門ダム生活再建相談所」を削り、同条第七項中「総務審議員は、」の下に「上司の命を受け、総務部又は」を加え、同条第十三項を第十五項とし、第十項から第十二項を二項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の二項を加える。

8 保健福祉環境審議員は、上司の命を受け、保健福祉環境部の所管に属する重要な事項を審議する。

9 農林水産審議員は、上司の命を受け、農林（水産）部の所管に属する重要な事項を審議する。

第六条土木部企画調査（景観）課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）の項中第十八号を第二十一号とし、第十七号を第二十号とし、第十六号を第十九号とし、同号の前に次の一項を加える。

十八 営繕に関すること。

第六条土木部企画調査（景観）課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）の項中第十五号を第十七号とし、第十二号から第十六号を二号ずつ繰り下げ、第十一号を第十三号とし、同号の前に次の一号を加える。

十二 建築士に関すること。

第六条土木部景観建築課の項第一項中、「第十五号」を「第十八号」に改める。  
第七条第一項保健福祉環境部福祉課に属する事項の項第一号中「認可をすること」の下に「（保健福祉環境部保健予防課に属する事項を除く。）」を加え、同条同項同課に属する事項の項第二号中「承認をすること」の下に「（保健福祉環境部保健予防課に属する事項を除く。）」を加え、同条同項同課に属する事項の項の次に次のように加える。

十 路外駐車場に関すること。

第六条土木部景観建築課の項第一項中、「第十五号」を「第十八号」に改める。  
第七条第一項保健福祉環境部福祉課に属する事項の項第一号中「認可をすること」の下に「（保健福祉環境部保健予防課に属する事項を除く。）」を加え、同条同項同課に属する事項の項第二号中「承認をすること」の下に「（保健福祉環境部保健予防課に属する事項を除く。）」を加え、同条同項同課に属する事項の項の次に次のように加える。

保健福祉環境部保健予防課に属する事項

一 社会福祉法第四十三条の規定により社会福祉法人の定款変更の認可をすること（精神障害者福祉に係るものに限る。）。

二 社会福祉法人の基本財産処分及び長期借入金等に関する協議の承認をすること（精神障害者福祉に係るものに限る。）。

第七条第一項土木部企画調査課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項の項第一号中「第二十九条」を「第二十九条第一項又は第二項」に改め、「又は法附則第四項」及び「（法附則第五項において準用する場合を含む。）」を削る。



第七條第二項室及び各課共通に属する事項の項中第三十五号を第三十六号とし、第三十二号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条同項事項の項第三十一号中「第二十二号及び第二十三号」を「第二十五号及び第二十六号」に改め、同号を同条同項事項の項第三十二号とし、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。  
第七條第二項振興調整室に属する事項の項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第七條第二項保健福祉環境部福祉課に属する事項の項第四号中「関すること」の下に「保健福祉環境部保健予防課に属する事項を除く。」を加え、同条同項同課に属する事項の項の次に次のように加える。

保健福祉環境部保健予防課に属する事項

一 社会福祉法人に係る各種証明に關すること（精神障害者福祉に係るものに限る。）。

第七條第二項農林（水産）部農業振興課に属する事項の項第八号中「自立経営体育成資金」の次に「21 農業経営転換推進資金及び21 農業女性等起業化推進資金」を加え、同条同項同部同課に属する事項の項第十四号中「熊本県農家負担軽減支援特別資金融通措置要項」を「熊本県農業経営資源活用総合融資制度運営要項」に、「農家負担軽減支援特別資金の事業計画及び」を「経営体育成強化資金、農業経営維持安定資金、農業経営負担軽減支援資金の経営診断及び貸付後の事後指導並びに熊本県農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領の規定に基づく農業経営負担軽減支援資金の」に改め、「並びに貸付け後の調査指導」を削り、同条同項同部同課に属する事項の項第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

第七條第二項土木部企画調査課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項の項中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、同条同項同課に属する事項の項第十一号中「第二十九号」を「第二十九条第一項又は第二項」に改め、「又は法附則第四項」、「（法附則第五項において準用する場合を含む。）」及び「及び既存宅地の確認」を削り、同号を同条同項同課に属する事項の項第十三号とする。

第七條第二項土木部企画調査課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項の項中第十号を第十二号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六條の二第一項の規定に基づく報告及び立入検査に關すること。

五 熊本県建築基準条例の規定に基づく建築物の認定に關すること。  
第七條第二項土木部企画調査課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及

び上益城地域振興局を除く。）、土木部景観建築課及び土木部企画調査景観課に属する事項の項に次の一号を加える。

十六 駐車場法（昭和三十二年法律第六六号。以下この号において「法」という。）に關する事務

- イ 法第十二條の規定に基づく設置の届出を受理すること。
- ロ 法第十三條第一項の規定に基づく管理規程の届出を受理すること。
- ハ 法第十四條の規定に基づく休止等の届出を受理すること。
- ニ 法第十八條第一項の規定に基づく立入検査等を行うこと。
- ホ 法第十九條の規定に基づき是正命令を行うこと。

附則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第三十六号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県法制室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県法制室設置規程の一部を改正する訓令

熊本県法制室設置規程（平成十三年熊本県訓令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 室に、課長補佐を置くことができる。

第四條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

附則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第三十七号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県労働相談情報センター処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県労働相談情報センター処務規程等の一部を改正する訓令

(熊本県労働相談情報センター処務規程の一部改正)

第一条 熊本県労働相談情報センター処務規程(昭和二十七年熊本県訓令第四百九十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

(熊本県立保育大学校処務規程の一部改正)

第二条 熊本県立保育大学校処務規程(昭和三十年熊本県訓令第四百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

(熊本県港管理事務所処務規程の一部改正)

第三条 熊本県港管理事務所処務規程(昭和三十年熊本県訓令第六百五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

(熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部改正)

第四条 熊本県家畜保健衛生所処務規程(昭和三十一年熊本県訓令第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

第七条中第二十五号を第二十六号とし、第十八号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

(熊本県清水が丘学園処務規程の一部改正)

第五条 熊本県清水が丘学園処務規程(昭和三十一年熊本県訓令第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

(熊本県立職業能力開発学校処務規程の一部改正)

第六条 熊本県立職業能力開発学校処務規程(昭和三十三年熊本県訓令甲第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中第二十五号を第二十六号とし、第十八号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第十七号」を「第二十一号」に、「第二十号」を「第二十四号」に改め、同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

(熊本県計量検定所処務規程の一部改正)

第七条 熊本県計量検定所処務規程(昭和三十四年熊本県訓令甲第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中第二十九号を第三十号とし、第十八号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

(熊本県消防学校処務規程の一部改正)

第八条 熊本県消防学校処務規程(昭和三十八年熊本県訓令甲第四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同条第十八号とし、同条第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

(熊本県産業開発青年隊訓練所処務規程の一部改正)

第九条 熊本県産業開発青年隊訓練所処務規程(昭和四十年熊本県訓令甲第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同条第十八号とし、同条中

第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。  
 十五 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。  
 （熊本県消費生活センター処務規程の一部改正）

第十条 熊本県消費生活センター処務規程（昭和四十六年熊本県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、同条第二十五号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を同条第二十六号とし、同条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

（熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部改正）

第十一条 熊本県食肉衛生検査所処務規程（昭和四十八年熊本県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同条第十七号中「前四号」を「前五号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

（熊本県ダム管理所処務規程の一部改正）

第十二条 熊本県ダム管理所処務規程（昭和四十八年熊本県訓令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

（熊本県自動車税事務所処務規程の一部改正）

第十三条 熊本県自動車税事務所処務規程（昭和四十九年熊本県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中第二十二号を第二十三号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十八号中「前五号」を「前六号」に改め、同号を同条第十九号とし、同条中第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

（熊本県立大学処務規程の一部改正）

第十四条 熊本県立大学処務規程（昭和五十五年熊本県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表局長専決事項の欄中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 八百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

（熊本県立農業大学校処務規程の一部改正）

第十五条 熊本県立農業大学校処務規程（昭和五十八年熊本県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第二十一号を第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 八百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

（熊本県釈迦院ダム建設事務所処務規程の一部改正）

第十六条 熊本県釈迦院ダム建設事務所処務規程（昭和五十九年熊本県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、同条第二十七号中「第十五号」を「第十八号」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、同条第二十三号中「第十五号」を「第十八号」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

（熊本県漁業取締事務所処務規程の一部改正）

第十七条 熊本県漁業取締事務所処務規程（平成九年熊本県訓令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十七号中「第十号」を「第十三号」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

（熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程の一部改正）

第十八条 熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程（平成九年熊本県訓令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、同条第二十七号中「第十五号」を「第十八号」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、同条第二十三号中「第十五号」を「第十八号」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

（熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程の一部改正）

第十八条 熊本県天草地域ダム建設事務所処務規程（平成九年熊本県訓令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、同条第二十七号中「第十五号」を「第十八号」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、同条第二十三号中「第十五号」を「第十八号」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

(熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部改正)

第十九条 熊本県天草空港管理事務所処務規程(平成十一年熊本県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中第三十一号を第三十二号とし、第二十八号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十七号中「第十五号」を「第十八号」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、同条第二十三号中「第十五号」を「第十八号」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

(熊本県熊本県税事務所処務規程の一部改正)

第二十条 熊本県熊本県税事務所処務規程(平成十二年熊本県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中第二十七号を第二十八号とし、第十九号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第十九号とし、同項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 四百万円未満の支出負担行為(リース契約に限る。)をすること。

附則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第三十八号

本庁各部課(総室・室)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県女性職業センター処務規程等を廃止する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子  
熊本県女性職業センター処務規程等を廃止する訓令  
次に掲げる訓令は、廃止する。

- 一 熊本県女性職業センター処務規程(昭和五十八年訓令第二十四号)
- 二 熊本県健康センター処務規程(昭和五十九年熊本県訓令第十五号)
- 三 熊本県パートナーシップ企画室設置規程(平成十三年熊本県訓令第三十二号)
- 四 熊本県APEC推進室設置規程(平成十三年熊本県訓令第三十四号)

附則

- 1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に企画開発部企画調整パートナーシップ企画室に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、企画振興部企画課に勤務を命ぜられたものとする。

熊本県訓令第二十九号

本庁各部課(総室・室)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県総合調整局処務規程を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県総合調整局処務規程

(趣旨)

第一条 この規程は、熊本県総合調整局(以下「調整局」という。)の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役付職員)

第二条 各課に、課長を置く。

2 各課に、課長補佐を置くことができる。

3 調整局に、首席政策審議員及び首席総務審議員を置くことができる。

4 調整局に、政策調整審議員を置くことができる。

5 調整局に、政策審議員及び総務審議員を置くことができる。

6 危機管理監の下に、課長補佐、主幹及び参事を置くことができる。

7 各課に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第三条 局長は、知事の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 危機管理監は、上司の命を受け、危機管理に係る総合調整に関する事務を掌理する。

3 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。

4 各課に置く課長補佐(事項に定める者を除く。)は、上司の命を受け、課長を補佐する。

5 各課に置く課長補佐(業務の担当を命ぜられた者に限る。)は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

6 首席政策審議員、首席総務審議員、政策審議員及び総務審議員は、上司の命を受け、

調整局の所管に属する重要な事項を審議する。

7 政策調整審議員は、上司の命を受け、調整局の主要施策に係る企画調整に関する事項等を処理する。

8 危機管理監の下に置く課長補佐、主幹及び参事は、上司の命を受け、危機管理監が掌理する事務のうち下命の事務を処理する。

9 各課に置く主幹及び参事は、上司の命を受け、担任意務を処理する。  
(筆頭の課)

第四条 政策調整課は、調整局内の事務を統一調整するものとする。

(専決及び代決)

第五条 調整局に係る事務の処理に関しては、この規程に定めのあるもののほか、熊本県庁処務規程(昭和三十六年熊本県訓令甲第二十九号)第一章及び第三章の規定の例による。この場合において、これらの規定中「部長」とあるのは「局長」と、「課(総室・室)長」とあるのは「危機管理監又は課長」とする。

2 調整局の危機管理監の所掌に係る事務の個別的専決については、別表第一に定めるとおりとする。

3 調整局の各課の所掌に係る事務の個別的専決については、別表第二に定めるとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

(熊本県公印規程の一部改正)

2 熊本県公印規程(昭和三十一年熊本県訓令甲第二十号)の一部を次のように改正する。  
別表第一中第四十三号の項を第四十五号の項とし、第二十四号の項から第四十二号の項までを二項ずつ繰り下げ、第二十三号の項の次に次の二項を加える。

24	熊本県総合調整局長	方二四	一般文書用	総合調整局	私学文書課長
25	熊本県総合調整局危機管理監	方二二	一般文書用	総合調整局危機管理監	危機管理監

別表第二中第四十三号の項を第四十五号の項とし、第二十四号の項から第四十二号の項までを二項ずつ繰り下げ、第二十三号の項の次に次の二項を加える。

別表第一

24	熊本県総合調整局長	縦 24	横 24
----	-----------	------	------

25	熊本県総合調整局危機管理監	縦 21	横 21
----	---------------	------	------

別表第一	分掌事務 一 危機管理に係る総合調整に関すること。	知事決裁事項	局長専決事項	危機管理監専決事項 一 危機管理に係る情報の収集及び連絡調整に関すること。
------	------------------------------	--------	--------	--

課	分掌事務	知事決裁事項	局長専決事項	課長専決事項
政策調整課	一 県の政策及び施策の総合調整に関すること。 二 政策評価に関すること。 三 庁議に関すること。	一 庁議を開催すること。		
秘書課	一 皇室に関すること。 二 儀式に関すること。 三 知事及び副知事の秘書に関すること。	一 行幸啓等に関すること。 二 献上品に関すること。 三 御下賜品等に関すること。		

<p>四 栄典に関する こと。</p>	<p>一 叙位叙勲に関する こと。 二 褒章条例（明治十四年太政官布告第六十三号）による褒章に関する こと。</p>	<p>一 同条例第五条の規定による資産等報告書等の保存及び閲覧に関する こと。</p>	<p>一 叙位叙勲に関する こと。 二 褒章条例（明治十四年太政官布告第六十三号）による褒章に関する こと。</p>
<p>五 政治倫理の確立のための熊本県知事の資産等の公開に関する条例（平成七年熊本県条例第六十六号）の施行に関する こと。</p>	<p>一 広報の企画を決定する こと。 二 広報功労者を表彰する こと。</p>	<p>一 広報研修計画を決定する こと。 二 市町村広報活動の支援及び実態調査に関する こと。 三 広報広聴審議会の開催に関する こと。</p>	<p>一 広報誌の原稿作成に関する こと。 二 庁内広報及び写真広報に関する こと。 三 日本広報協会に関する こと。 四 テレビ及びラジオの放送に関する こと。</p>
<p>一 広報に関する こと。</p>	<p>一 広聴の企画を決定する こと。</p>	<p>一 広聴事業の実施に関する こと。</p>	<p>一 陳情、投書等に関する こと。</p>
<p>三 県政記者会との連絡及び県政記者室に関する こと。</p>	<p>一 県政記者室に関する こと。</p>	<p>一 県政記者会との連絡に関する こと。</p>	<p>一 県政記者会との連絡に関する こと。</p>

<p>四 県民行政相談室、県民ホール受付及び県民のひろば受付に関する こと。</p>	<p>一 県民行政相談室、県民ホール受付及び県民のひろば受付に関する こと。</p>
<p>五 県民運動の連絡調整に関する こと。</p>	<p>一 県民運動の連絡調整に関する こと。</p>

熊本県訓令第40号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県川辺川ダム総合対策室設置規程を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（設置）  
熊本県川辺川ダム総合対策室設置規程

第一条 川辺川ダムに係る総合的な対策を推進するため、企画振興部企画課に川辺川ダム総合対策室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）  
第二条 室は、川辺川ダムに係る総合的な対策の企画及び調整に関する事務を分掌する。

（職員）  
第三条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、課長補佐を置くことができる。  
3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）  
第四条 室長は、企画振興部企画課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 課長補佐は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。  
（専決及び代決）

第五条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和三十六年熊本県訓令第二十九号）第八条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、企画課

長が専決する。

2 前項の企画課長専決事項について、企画課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ企画課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

4 前二項の場合において、室長が不在のときは、課長補佐が代決することができる。  
(庶務)

第六条 室の庶務は、企画振興部企画課において行う。  
(雑則)

第七条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。  
附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

(熊本県川辺川菊池川総合開発発室設置規程の廃止)  
2 熊本県川辺川菊池川総合開発発室設置規程(昭和四十五年熊本県訓令第十号)は、廃止する。  
(経過措置)

3 この訓令の施行の際現に熊本県川辺川菊池川総合開発室に兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、当該兼務を免ぜられたものとする。

熊本県訓令第四十一号

本庁各部課(総室・室)  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県情報・研修企画室設置規程を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(設置)

第一条 健康福祉分野における情報、統計及び研修に係る施策を企画・推進するため、健康福祉部健康福祉政策課に情報・研修企画室(以下「室」という。)を置く。  
(分掌事務)

第二条 室の分掌事務は、次のとおりとする。  
一 健康福祉分野の情報化に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

二 人口動態統計その他の保健福祉統計に関すること(他課の分掌事務に係るものを除く。)

三 健康福祉分野の研修の企画及び調整に関すること。

(職員)  
第三条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)  
第四条 室長は、健康福祉部健康福祉政策課長の命を受け、事務を統轄し、所属職員を指揮監督する。

2 主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。  
(専決及び代決)

第五条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程(昭和三十六年熊本県訓令甲第二十九号)第八条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、健康福祉政策課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、健康福祉政策課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ健康福祉政策課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)  
第六条 室の庶務は、健康福祉部健康福祉政策課において行う。  
(雑則)

第七条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則  
この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第四十二号

本庁各部課(総室・室)  
各 地 方 出 先 機 関

くまもと県民交流館処務規程を次のように定める。  
平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(趣旨)

第一条 この規程は、くまもと県民交流館（以下「館」という。）の処務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（役付職員）

第二条 館に、副館長を置くことができる。

2 館に、環境生活審議員、課長補佐、主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第三条 館長は、知事の命を受け、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長の命を受け、館長を補佐する。

3 環境生活審議員は、上司の命を受け、環境生活に関する重要な事項を審議する。

4 課長補佐、主幹及び参事は、上司の命を受け、担任意務を処理する。

（分掌事務）

第四条 館の分掌事務は、次のとおりとする。

一 公印に関する事。

二 所属職員の人事及び服務に関する事。

三 文書に関する事。

四 経理に関する事。

五 財産の管理に関する事。

六 館内の取締りに関する事。

七 社会貢献活動、男女共同参画社会の形成に関する活動、生涯学習その他の県民の自発的で主体的な活動のための施設及び設備を提供すること。

八 社会貢献活動、男女共同参画社会の形成、修業及び生涯学習（以下この条において「社会貢献活動等」という。）に関する研修を行うこと。

九 社会貢献活動等に関する情報を収集し、及び提供すること。

十 社会貢献活動等に関する相談に応ずること。

十一 その他くまもと県民交流館条例（平成十三年熊本県条例第五十七号）第一条に定める目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（専決事項）

第五条 館長は、次の事項を専決するものとする。

一 所属職員の担当事務の決定に関する事。

二 熊本県職員服務規程（昭和三十一年熊本県訓令第千九百八十四号の二）の規定に基づく服務に関する事。

三 通勤手当及び住居手当の決定に関する事。

四 所属職員の旅行命令（館長の県外旅行命令を除く。）及び当該旅行に係る復命に関する事。

五 所属職員の時間外勤務等の命令に関する事。

六 あらかじめ人事課長の承認を得た臨時事務補助員、臨時技術補助員、臨時技能補助員及び臨時労務補助員の任免に関する事。

七 熊本県情報公開条例（平成十二年熊本県条例第六十五号）第十一条から第十五条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関する事。

八 熊本県情報公開条例附則第七項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関する事。

九 熊本県個人情報保護条例（平成十二年熊本県条例第六十六号）第十九条の規定による個人情報の開示請求に対する決定等に関する事。

十 熊本県個人情報保護条例第二十五条の規定による個人情報の訂正請求に対する決定等に関する事。

十一 熊本県個人情報保護条例第三十条の規定による個人情報の取扱いの是正の申出に対する通知に関する事。

十二 第七号から第九号までに定めるものを除くほか、所掌事務に係る文書の閲覧及び写しの交付の承認に関する事。

十三 報酬、賞金及びこれらに伴う各種保険料の支出負担行為をすること。

十四 光熱水費、複写機使用料及び電話料の支出負担行為をすること。

十五 一千万円未満の支出負担行為（工事に係る測量、調査、試験及び設計の委託以外の委託に限る。）をすること。

十六 四百万円未満の支出負担行為（リース契約に限る。）をすること。

十七 二百万円未満の支出負担行為（物品の購入及び修繕に限る。）をすること。

十八 百万円未満の支出負担行為（前五号に定めるものを除く。）をすること。

十九 熊本県会計規則（昭和六十年熊本県規則第十一号）第七条第四項の規定に基づく会計職員の任免に関する事。

二十 館の施設及び設備の使用を許可すること。

二十一 館の施設及び設備の使用料の徴収に関する事。

二十二 その他軽易な事項に関する事。

（代決）

第六条 館長の専決事項について、館長が不在であるときは、副館長がその事務を代決することができる。

2 前項の場合において、副館長が不在であるときは、館長があらかじめ指定した吏員がその事務を代決することができる。

（雑則）

第七条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。



附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第四十三号

本庁各部課（総室・室）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県食品表示対策室設置規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県食品表示対策室設置規程

（設置）

第一条 食品表示の適正化と信頼性確保を図るための対策を推進するため、農政部農政課に食品表示対策室（以下「室」という。）を置く。

（分掌事務）

第二条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること。
- 二 食品の安全性確保に係る企画及び調整に関すること。

（職員）

第三条 室に、室長及び必要な職員を置く。

2 室に主幹及び参事を置くことができる。

（職務）

第四条 室長は、農政部農政課長の命を受け、事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

2 主幹及び参事は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

（専決及び代決）

第五条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和三十六年熊本県訓令甲第二十九号）第八条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、農政課長が専決する。

2 前項の課長専決事項について、農政課長が不在のときは、室長が代決することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ農政課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

（庶務）

第六条 室の庶務は、農政部農政課において行う。

（雑則）

第七条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

発行所 熊本  
平成十四年三月二十九日印刷  
平成十四年三月二十九日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地  
株式会社 熊本印刷  
電話代 〇九六―二八六―三三二

